複数の金融機関から自分の返済能力を超えた借金をしてしまう多重債務問題の解決を支援しようと、県は24日から12月1日まで、地元の弁護士による「借金に関する無料法律相談会」を県内17か所で開催する。県消費生活センターの担当者は「一人で悩まず、信用できる機関に相談することが早期の解決につながる」と話している。

年収の3分の1を超える貸し付けを原則禁止とする改正貸金業法が 2010 年に完全施行され、多重債務問題は一時に比べ落ち着きをみせている。ただ多額の借入残高のある人は現在も相当数いるとみられる。

昨年の改正民法の施行により、成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、18 歳でも親の同意なくクレジットカードの申し込みやローンの契約ができるようになった。若者の多重債務者の増加が懸念されており、継続的に対策を講じていく必要があるという。

多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけでは解決が極めて困難とされ、返済が不可能な場合、法的な手続きを検討しなければならない。借金の減額や支払いの猶予を図る債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人版民事再生」「自己破産」がある。どの手段が適切かを見極めるには、法律の専門家に相談するのが近道だ。

しかし近年、インターネット広告などで「借金の解決」をうたう見知らぬ個人 や事業者に相談したことで、新たな被害に遭う事例も報告されている。自治体や 地元の弁護士など、信頼できる相談先なのかを確認してほしい。

同センターは「多額の借金でも解決する方法は必ず見つかる。返済などで悩ん でいる方は、ぜひ相談会を利用してほしい」と呼びかけている。

相談は予約制で、会場によっては土日、夜間も開催する。期間外でも県及び市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口では常に相談を受け付けている。問い合わせは県消費生活センター(023-624-0999)へ。